

熊 本 県 農 業 再 生 協 議 会

令和 8 年度第 1 回通常総会次第

日時：令和 8 年 4 月 2 7 日（月）10：00～

場所：J A 熊本中央会 1 0 階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人選任

5 議事

(1) 議案

第 1 号議案 令和 7 年度事業実績（案）及び収支決算（案）について

【監査報告】

第 2 号議案 令和 8 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第 3 号議案 熊本県農業再生協議会規約等の一部改正について

(2) 報告事項

報告事項 1 令和 7 年度下半期内部監査報告

報告事項 2 令和 8 年度産地交付金の対応について

6 閉会

熊本県農業再生協議会 令和8年度第1回通常総会 出席者名簿

R8.4.27

団 体 名	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農業協同組合中央会	代表理事会長	宮本 隆幸	会長
熊本県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	丁 道夫	副会長
熊本県農林水産部生産経営局	局 長	山本 剛士	副会長
熊本県主食集荷協同組合	理事長	赤星 和彦	
熊本県農業共済組合	常務理事	横田 兼一	代理
熊本県農業会議	会 長	福原 幸一	
熊本県市長会	事務局長	鷹巢 孝之	代理
熊本県町村会	事務局長	宮川 章二	代理

【事務局関係者等】

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県生産経営局 農産園芸課 農業技術課	審議員	本田 清裕	
	課長補佐(水田総合推進)	木下 直美	
	技 師	川端 公己	
	技 師	上野 樹生	
	主 事	吉岡 雅臣	
	課長補佐(植物防疫・農薬監視)	杉浦 直幸	
	主幹(普及振興企画)	本門 憲	
JA熊本経済連農産部 農産販売課 農産指導課	主 幹	尾方 康平	
	部 長	中野 敬悟	
	課 長	松井 稔也	
JA熊本中央会 営農生活センター	課 長	赤池 慎一	
	所 長	藤川 修朗	
	副所長	小島 裕二	
	次 長	大田黒智教	
		秋山 朋香	
	統 括	下舞 睦哉	

出席者総数24

令和 7 年度事業実績（案）

1 基本方針

令和 7 年産について、県協議会では、全国の米消費の動向や県内の持越し在庫の状況等を踏まえ、「令和 6 年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」に基づき、需給状況の改善に向けて取組みを進めた。

また、食料安全保障の確保の観点から食料の安定的な供給が求められる中、麦、大豆、飼料用米等の生産を進めるとともに、実需者ニーズに応じた低コスト・高収益な産地体制への転換、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、更には、燃料価格の高騰による経営への影響緩和、国内肥料資源利用拡大等に向けた取組みを展開することで、本県の農家経営の安定と農業の振興を図った。

2 事業実績

(1) 経営所得安定対策等推進事業等

〈事業の内容〉

経営所得安定対策等の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、ＪＡ等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行った。

また、水田フル活用の推進による不作付地の解消やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入を推進した。

（単位：円）

区 分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	(4,954,000)	(1,620,000)	(1,799,000)	(1,535,000)
	4,831,703	960,758	1,947,252	1,923,693
推進研修会等開催費	(3,143,000)	(2,684,000)	(117,000)	(342,000)
	2,857,089	2,830,289	0	26,800
地域協議会指導費	(2,479,000)	(2,046,000)	(197,000)	(236,000)
	2,294,701	2,128,953	165,748	0
合 計	(10,576,000)	(6,350,000)		(2,113,000)
	9,983,493	5,920,000	2,113,000	1,950,493

注）上段（ ）は計画、下段は実績。以下同じ。

(2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃料価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃料価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃料価格高騰時における補填金を交付した。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット構築事業	(2,684,172,693) 1,462,188,554	(1,342,086,346) 731,094,277	(1,342,086,347) 731,094,277	
推進事業	(3,000,000) 1,742,019	(3,000,000) 1,742,019	-	事務費、賃金
合計	(2,687,172,693) 1,463,930,573	(1,345,086,346) 732,836,296	(1,342,086,347) 731,094,277	

○ セーフティネット構築事業の積立金の実績

ア	前年度繰入額 (R7 年 4 月 1 日の通帳残高)	2,484,172,693 円
イ	年間積立金納入額	1,483,462,800 円
ウ	補助金額	900,000,000 円
エ	年間収入額	4,867,635,493 円 (エ＝ア＋イ＋ウ)
オ	補てん金交付額	1,462,188,554 円
カ	積立金返還額	494,003,624 円
キ	年間支出額	1,956,192,178 円 (キ＝オ＋カ)
ク	次年度繰越額 (R8 年 3 月 31 日の残高)	2,911,443,315 円 (ク＝エ－キ)

○ 推進事業の実績

ア	令和 7 年 4 月 1 日の残高	1,509,012 円
イ	令和 7 年 7 月 1 日の残高	673,191 円
ウ	事業年度当初 (7 月) の補助金請求額	1,726,809 円※
エ	年間収入額	3,235,821 円 (エ＝ア＋ウ)
オ	推進事業費 (＝年間支出額)	1,742,019 円
カ	次年度繰越額	1,493,802 円 (カ＝エ－オ)

※ ウ 事業年度当初 (7 月) の補助金請求額の求め方

事業年度当初に請求可能な補助金額は予算額 (3,000,000 円) の 8 割まで。

ただし、既受領額 (＝イ) は差し引かれる。

$$3,000,000 \text{ 円} \times 0.8 - 673,191 \text{ 円 (イ)} = 1,726,809 \text{ 円 (ウ)}$$

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行った。

○ 積立金の管理

ア 令和7年4月1日の残高 264,256,430 円

イ 年間収入額 178,699,198 円

ウ 年間支出額 183,805,974 円

(積立金の返還及び補てん金の支払)

エ 令和8年3月31日の残高 259,149,654 円 (エ=ア+イ-ウ)

○ 令和7年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

委託費 242,000 円

(4) 国内肥料資源利用拡大対策事業

〈事業の内容〉

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組み等を支援した。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	(331,046,058) 0	(331,046,058) 0	0	1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用施設総合整備支援(前年度繰越事業)	32,595,000	32,595,000	0	
国内肥料資源活用総合推進支援	(2,950,080) 0	(2,950,080) 0	0	
国内肥料資源活用推進事業	(100,000) 0	(100,000) 0	0	事務費
合計	(366,691,138) 32,595,000	(366,691,138) 32,595,000	0	

○事業実施主体

有限会社吉水農園：堆肥舎整備等 19,175 千円(前年度繰越事業分)

産山村：堆肥製造施設の増改築 13,420 千円(前年度繰越事業分)

(株)山都竹琉：堆肥舎建設、散布機導入等 39,057 千円(次年度へ繰越)

(株)たしろファーム：堆肥製造施設新設等 294,938 千円(不採択)

(5) 斑点米カメムシ類臨時特例対策事業

〈事業の内容〉

国の事業策定を受け、米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米を対象として、臨時的かつ特例的に斑点米カメムシ類に対する追加防除を支援するため、事業の立ち上げを行った。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
斑点米カメムシ類臨時特例対策事業	(20,000,000) 0	(20,000,000) 0	0	定額 1,000円/10a
合計	(20,000,000) 0	(20,000,000) 0	0	

事業実績なし……県内2地区が要望したが、国の事業要件に合致せず、要望取下げ

(6) 畑作物産地形成促進事業

〈事業の内容〉

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこしの低コスト生産の取組みを推進した。

事業実績：なし ……県内1地区が要望したが、不採択

(7) コメ新市場開拓等促進事業

〈事業の内容〉

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産の取組みを推進した。

※事業の農業者に対する交付金事務は国で実施

○対象協議会（対象作物） 低コスト生産等の取組への助成経費

玉名市地域農業再生協議会（新市場開拓用米） 3,168千円

和水地域農業再生協議会（新市場開拓用米） 264千円

長洲町農業再生協議会（新市場開拓用米） 1,492千円

水俣芦北地域農業再生協議会（新市場開拓用米） 432千円

あさぎり町地域農業再生協議会（新市場開拓用米） 1,252千円

(8) 産地生産基盤パワーアップ事業

<事業の内容>

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行うとともに、県、市町村、及び農業者団体等の関係機関と一体となって、産地における農産物の収益力向上及び生産基盤強化に向けた取組みを推進した。

(9) 需要に応じた生産・販売の推進

<事業の内容>

県協議会で定めた「令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」を踏まえ、需要に応じた生産が継続的に行えるよう、地域協議会等の関係機関と連携し、一体となって取組んだ。

4月・地域協等担当者（新任等）説明会開催（Web）

6月・地域協等担当者説明会開催

・WCS用稲の取組に係るガイドラインの一部改正

8～9月・地域農業再生協議会巡回（28協議会）

……主食用米等の需要に応じた生産推進、経理指導等

11月・主食用米の県需要見込量、県全体の作付目安算定方法検討

12月・水田活用の直接支払い交付金に係る飼料作物の基準単収の設定

・産地交付金の追加配分に係る説明会開催（Web）

・主食用米の作付目安の提示

・加工用米等面積の算出に用いる地域の合理的な単収の設定

1月・水田活用の直接支払い交付金に係る飼料作物のR8基準単収の設定

・地域協へのリーフレット（令和8年度経営所得安定対策と米政策）の配布

・営農計画書と農作物共済加入に係る申込書の一体化様式の作成・配布
……関係地域協に対し県農業共済組合と実施

2月・地域協等担当者説明会開催（Web）

3月・R8産地交付金の配分に係る説明会開催（Web）

令和7年度収支決算(案)

(1) 収入の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,576,000	9,983,493	△ 592,507	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,350,000	5,920,000	△ 430,000	
水田産地化総合推進事業補助金	2,113,000	2,113,000	0	
農業団体	2,113,000	1,950,493	△ 162,507	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,687,172,693	4,870,871,314	2,183,698,621	
セーフティネット構築事業	2,684,172,693	4,867,635,493	2,183,462,800	前年度繰入 2,484,172,693円 資金造成額 2,383,462,800円
推進事業	3,000,000	3,235,821	235,821	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	516,620,430	443,197,628	△ 73,422,802	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	516,256,430	442,955,628	△ 73,300,802	前年度繰入額 264,256,430円 積立金納付額 178,699,198円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	364,000	242,000	△ 122,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	366,691,138	32,595,000	△ 334,096,138	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	331,046,058	0	△ 331,046,058	
(翌年度繰越事業費)	36,107,158	-	-	
国内肥料資源活用施設総合整備支援(前年度繰越事業費)	32,595,000	32,595,000	0	
国内肥料資源活用総合推進支援	2,950,080	0	△ 2,950,080	
(翌年度繰越事業費)	2,950,080	-	-	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	0	△ 100,000	
(翌年度繰越事業費)	100,000	-	-	
斑点米カメムシ類臨時特例対策事業	20,000,000	0	△ 20,000,000	
合計	3,601,060,261	5,356,647,435	1,755,587,174	

(2) 支出の部

(単位: 円)

事業区分 及び科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,576,000	9,983,493	△ 592,507	
協議会の開催・運営費	4,954,000	4,831,703	△ 122,297	
推進研修会等開催費	3,143,000	2,857,089	△ 285,911	
地域協議会指導費	2,479,000	2,294,701	△ 184,299	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,687,172,693	1,957,934,197	△ 729,238,496	
セーフティネット構築事業	2,684,172,693	1,956,192,178	△ 727,980,515	
推進事業	3,000,000	1,742,019	△ 1,257,981	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	516,620,430	184,047,974	△ 332,572,456	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	516,256,430	183,805,974	△ 332,450,456	
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	364,000	242,000	△ 122,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	366,691,138	32,595,000	△ 334,096,138	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	331,046,058	0	△ 331,046,058	
(翌年度繰越事業費)	36,107,158	-	-	
国内肥料資源活用施設総合整備支援(前年度繰越事業費)	32,595,000	32,595,000	0	
国内肥料資源活用総合推進支援	2,950,080	0	△ 2,950,080	
(翌年度繰越事業費)	2,950,080	-	-	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	0	△ 100,000	
(翌年度繰越事業費)	100,000	-	-	
斑点米カメムシ類臨時特例対策事業	20,000,000	0	△ 20,000,000	
合計	3,601,060,261	2,184,560,664	△ 1,416,499,597	

※翌年度繰越額の明細

事業区分	決算収入額①	決算支出額②	①-②	備考
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	4,870,871,314	1,957,934,197	2,912,937,117	
セーフティネット構築事業	4,867,635,493	1,956,192,178	2,911,443,315	
推進事業	3,235,821	1,742,019	1,493,802	
収入減少影響緩和交付金積立管理事業 (収入減少影響緩和交付金)	442,955,628	183,805,974	259,149,654	
合 計			3,172,086,771	次年度繰越

監査報告書

熊本県農業再生協議会

会長 宮本 隆幸 様

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の熊本県農業再生協議会の業務執行及び会計の状況を監査いたしました。

その結果につき、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

監事は、事業実績書、収支決算書、帳簿、通帳及び証拠書類など関係する書類等を監査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計帳簿の記入、通帳、証拠書類の整理保管、現金の出納は確実に処理されており、その計数が正確で、収支ともに適正に処理されていたことを認めます。
- (2) 事業実績書は、法令及び規約に従い、当協議会の事業実績を正しく示していることを認めます。

以上

令和8年4月14日

監 事 熊本県農業会議

会 長 福原 幸一



監 事 熊本県主食集荷協同組合

理事長 赤星 和彦



令和8年度事業計画（案）

1 基本方針

本県では、各地域で自ら描く水田収益力強化ビジョンの実現に向けて、主食用米の需要に応じた生産を基本とし、主食用米以外の作物の生産の取組みを強化しながら水田のフル活用を進めてきた。

令和8年産については、県協議会では、全国の米消費の動向や県内の持越し在庫の状況等を踏まえ、「令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」に基づき、引き続き需給状況の改善に向けて取組みを進める。

また、食料安全保障の確保の観点から食料の安定的な供給が求められる中で、麦、大豆、飼料用米等の生産拡大を進めるとともに、実需者ニーズに応じた低コスト・高収益な産地体制への転換、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、更には、燃料価格の高騰による経営への影響緩和、国内肥料資源利用拡大等に向けた取組みを展開することで、本県の農家経営の安定と農業の振興を図ることとする。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策等推進事業等

〈事業の内容〉

経営所得安定対策等の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、JA等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行う。

また、推進資料の配布による水田フル活用の推進やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入等を推進する。

（単位：円）

区 分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	5,038,000	1,620,000	1,816,000	1,602,000
推進研修会等開催費	2,976,000	2,684,000	50,000	242,000
地域協議会指導費	2,732,000	2,506,000	102,000	124,000
合 計	10,746,000	6,810,000	1,968,000	1,968,000

(2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃料価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃料価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃料価格高騰時における補填金を交付する。

○ セーフティネット構築事業

資金造成額

- ・前年度繰入額 2,911,443,315 円
- ・資金造成見込額 200,000,000 円(国 100,000,000 円＋農業者 100,000,000 円)
- ・合計 3,111,443,315 円

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット構築事業	3,111,443,315	1,555,721,657	1,555,721,658	
推進事業	3,000,000	3,000,000	-	事務費、賃金
合計	3,114,443,315	1,558,721,657	1,555,721,658	

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行う。

○ 積立金の管理

- ・前年度繰入額 259,149,654 円
- ・年間積立金納付見込額 252,000,000 円(過去5カ年における最大値)

- 令和8年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業
委託費 305,000 円

(4) 国内肥料資源利用拡大対策事業

〈事業の内容〉

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組み等を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	142,676,000	142,676,000	0	1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用総合推進支援	27,320,000	27,320,000		
国内肥料資源活用推進事業	50,000	50,000		事務費
(前年度繰越事業)				1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用施設総合整備支援	36,107,158	36,107,158		
国内肥料資源活用総合推進支援	2,950,080	2,950,080	0	事務費
国内肥料資源活用推進事業	100,000	100,000	0	
合計	209,203,238	209,203,238	0	

(5) 畑作物産地形成促進事業

＜事業の内容＞

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこしの低コスト生産の取組みを推進する。

(6) コメ新市場開拓等促進事業

＜事業の内容＞

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米の低コスト生産の取組みを推進する。

(7) 産地生産基盤パワーアップ事業

＜事業の内容＞

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行うとともに、県、市町村、及び農業者団体等の関係機関と一体となって、産地における農産物の収益力向上及び生産基盤強化に向けた取組みを推進する。

(8) スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

〈事業の内容〉

産地スマート計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行うとともに、県、市町村、及び農業者団体等の関係機関と一体となって、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への転換に向けた取組みを推進する。

(9) 需要に応じた生産・販売の推進

〈事業の内容〉

県協議会で定めた「令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」を踏まえ、需要に応じた生産が継続的に行えるよう、地域協議会等の関係機関と連携し、一体となって取組む。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち

スマ転事業

(スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業)

令和8年度予算概算決定額2,530百万円の内数 (前年度 30百万円)
〔令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数〕

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. スマート技術体系転換加速化支援

品目ごとの技術課題※の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する産地の取組に対し、機械導入費、資機材費、ほ場整備費、改植・新植費等を支援します。

※品目ごとの技術課題

水稻：直播栽培や自動化農機の導入 等

麦・大豆：土地生産性・品質の向上 等

畑作物：直播栽培やAI選別等と組み合わせた大型自動化農機の導入 等

果樹・茶：自動化農機等の導入、機械利用効率を高める省力樹形等の導入 等

野菜：機械化一貫体系の導入、高温障害対策技術の導入 等

<事業イメージ>

1. スマート技術体系転換加速化支援

(水稻)



(例)
自動操舵システム+
直播栽培による
作期分散

(果樹・茶)



(例)
自動追従システム+
省力樹形・園地整備
による栽培管理の
効率化

(畑作物)



(例)
AI選別+大型機械
による一斉収穫・選別

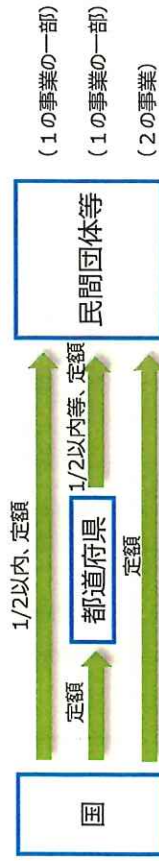
(野菜)



(例)
高温障害の影響を
低減する生育予測
システム+
機械による一斉収穫

2. 全国推進事業

<事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕 農産局技術普及課 (03-6744-2107)

令和8年度収支予算（案）

（1）収入の部

（単位：円）

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,746,000	10,576,000	170,000	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,810,000	6,350,000	460,000	
水田産地化総合推進事業補助金	1,968,000	2,113,000	△ 145,000	
農業団体	1,968,000	2,113,000	△ 145,000	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	3,114,443,315	2,687,172,693	427,270,622	
セーフティネット構築事業	3,111,443,315	2,684,172,693	427,270,622	前年度繰入額 2,911,443,315円 資金造成額 200,000,000円
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	511,454,654	516,620,430	△ 5,165,776	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	511,149,654	516,256,430	△ 5,106,776	前年度繰入額 259,149,654円 積立金納付額 252,000,000円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	305,000	364,000	△ 59,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	209,203,238	366,691,138	△ 157,487,900	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	142,676,000	331,046,058	△ 188,370,058	
国内肥料資源活用総合推進支援	27,320,000	2,950,080	24,369,920	
国内肥料資源活用推進事業	50,000	100,000	△ 50,000	
（前年度繰越事業）				
国内肥料資源活用施設総合整備支援	36,107,158	32,595,000	3,512,158	
国内肥料資源活用総合推進支援	2,950,080	0	2,950,080	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	0	100,000	
合計	3,845,847,207	3,581,060,261	264,786,946	

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,746,000	10,576,000	170,000	
協議会の開催・運営費	5,038,000	4,954,000	84,000	
推進研修会等開催費	2,976,000	3,143,000	△ 167,000	
地域協議会指導費	2,732,000	2,479,000	253,000	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	3,114,443,315	2,687,172,693	427,270,622	
セーフティネット構築事業	3,111,443,315	2,684,172,693	427,270,622	
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る 積立金管理事業	511,454,654	516,620,430	△ 5,165,776	
収入減少影響緩和交付金に係る 積立金	511,149,654	516,256,430	△ 5,106,776	
収入減少影響緩和対策積立金 管理業務委託費	305,000	364,000	△ 59,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	209,203,238	366,691,138	△ 157,487,900	
国内肥料資源活用施設総合整備 支援	142,676,000	331,046,058	△ 188,370,058	
国内肥料資源活用総合推進支 援	27,320,000	2,950,080	24,369,920	
国内肥料資源活用推進事業	50,000	100,000	△ 50,000	
(前年度繰越事業)				
国内肥料資源活用施設総合 整備支援	36,107,158	32,595,000	3,512,158	
国内肥料資源活用総合推進 支援	2,950,080	0	2,950,080	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	0	100,000	
合計	3,845,847,207	3,581,060,261	264,786,946	

熊本県農業再生協議会規約等の一部改正について

1 事務処理規程及び会計処理規程、文書取扱規程の一部改正

「米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業」の終了及び「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業」実施に伴う改正

(改正点)

名称	改正内容等
1 事務処理規程	○第3条（事務処理体制）の【事務の区分】において、「斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務」を削除するとともに、「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業に係る事務」を追加し【事務分担組織 責任者】を「熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長」とする。
2 会計処理規程	○第8条（経理責任者）【事務の区分】において、「斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務」を削除し、「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業に係る事務」を追加する。
3 文書取扱規程	○第5条（文書管理責任者）の【事務の区分】において、「斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務」を削除するとともに、「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業に係る事務」を追加し【文書管理責任者】を「熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長」とする。

2 新旧対照表

別添のとおり

「熊本県農業再生協議会事務処理規程」新旧対照表

改 正 後	現 行
(略) (事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 【事務分担組織 責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会営農生活センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 (5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地生産基盤パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 畑作物産地形成促進事業及びびこメ新市場開拓等促進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (12) スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 2 (略) 附 則 1～22 (略) 23 この規程は、令和8年 月 日に一部改正する。	(略) (事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 【事務分担組織 責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地生産基盤パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 畑作物産地形成促進事業及びびこメ新市場開拓等促進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (12) 斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 2 (略) 附 則 1～22 (略)

「熊本県農業再生協議会会計処理規程」新旧対照表

改	正	後	現	行
(略) (経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 【経理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農業協同組合中央会営農生活センター所長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 同上 (3) 耕畜連携対策に係る事務 同上 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 同上 (5) 農地の利用集積に係る事務 同上 (6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 同上 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上 (8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 同上 (9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 同上 (10) スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業に係る事務 同上 2 (略) 附 則 1～24 (略) 25 この規程は、令和8年 月 日に一部改正する。	(略) (経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 【経理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 同上 (3) 耕畜連携対策に係る事務 同上 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 同上 (5) 農地の利用集積に係る事務 同上 (6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 同上 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上 (8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 同上 (9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 同上 (10) 斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務 同上 2 (略) 附 則 1～24 (略)			

「熊本県農業再生協議会文書取扱規程」新旧対照表

改 正 後	現 行
(略) (文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地生産基盤パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 畑作物産地形成促進事業及びユメ新市場開拓等促進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (12) スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 2 (略) 附 則 1～24 (略) 25 この規程は、令和8年 月 日に一部改正する。	(略) (文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (12) 斑点米カメムシ類臨時例対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 2 (略) 附 則 1～24 (略)

令和 7 年度下半期内部監査報告書

熊本県農業再生協議会
会長 宮 本 隆 幸 様

下記のとおり内部監査を実施しましたので、熊本県農業再生協議会内部監査実施規程第 5 条に基づき、その顛末を報告します。

令和 8 年 4 月 7 日
熊本県農業再生協議会
内 部 監 査 委 員

(責任者) 総田 未帆 

紫垣 紘樹 

記

1 監査人氏名

(責任者) J A 熊本中央会 経営教育部 副審査役 総田 未帆
J A 熊本中央会 経営教育部 調査役 紫垣 紘樹

2 監査実施期間ならびに監査の範囲

年度	期間	監査基準日	監査の範囲
令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	令和 8 年 3 月 31 日	熊本県農業再生協議会 の業務及び資金管理

3 改善を要する事項等

熊本県農業再生協議会の業務及び会計について監査を実施したところ、適正に処理されていました。

以上

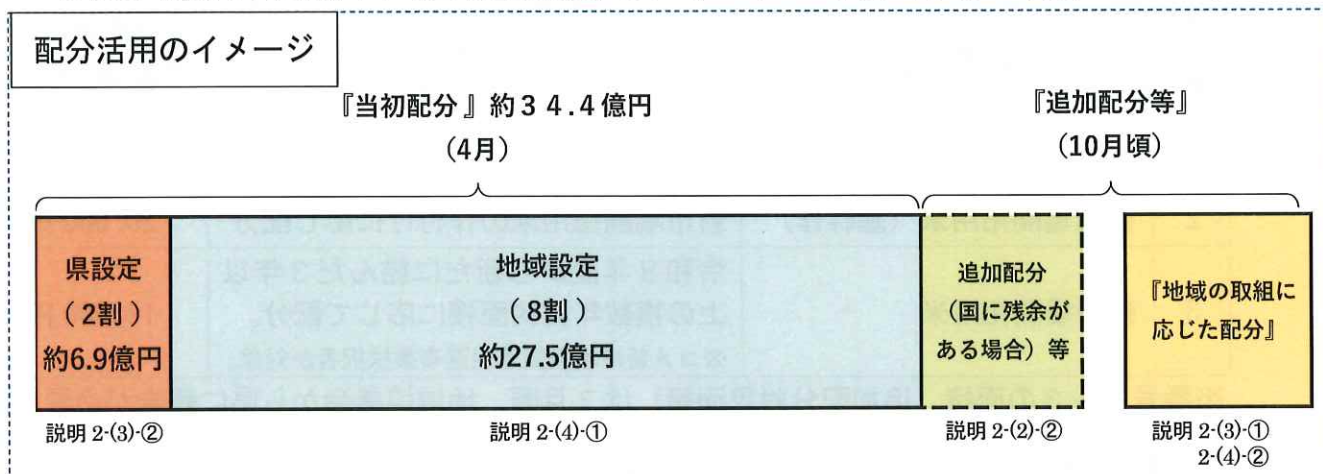
令和 8 年度産地交付金について

令和 8 年 4 月

1 国から県への配分について

令和 8 年度産地交付金の『当初配分額』は、3,440,278 千円（令和 7 年度比 99.5%）

配分活用のイメージ



2 本県の【産地交付金】の活用方針

(1) 『当初配分』について

① 『当初配分額』の配分方法

- ・国から県への令和 8 年度『当初配分額』については、畑地化調整により減額されたことで令和 7 年度から 0.5%減。
- ・『当初配分額』から県設定枠の 2 割を除いた 8 割を各地域協議会へ配分。
- ・地域への当初配分割合については、水田収益力強化ビジョンの達成に向けた継続的な取組みに支障が生じないように、地域設定の 70%はこれまで通りの配分割合で各地域協議会へ配分し、残りの 30%は転換作物の作付実面積（基幹作+二毛作）の割合によって配分額を算定し各地域協議会へ配分。

上記のことに加え、畑地化調整等に基づく配分額減額を実施。

(2) 『追加配分等』について

○『追加配分』については、原則、国の配分方法を参考に 10 月～11 月にかけて、地域に配分予定。

- ① 「地域の取組に応じた配分」は、県設定の個票 1～3 として運用。ただし、「地域の取組に応じた配分」のうち、「地力増進作物の作付け」については、追加配分対象面積のあった各地域の地域設定として追加配分。
- ② その他追加配分があった場合、国の配分方法等を参考に配分予定。また、令和 8 年度畑地化分等の減額調整が実施される予定。

（３）県設定の配分枠について

令和８年度県設定は以下のとおりとする予定（６月の水田収益力強化ビジョンの国承認をもって正式決定）。詳細は、別添の令和８年度産地交付金県設定個票（案）参照。

① 国が決めている支援（『地域の取組に応じた配分』）（※配分時期は１０月頃の見込み）

番号	対象作物	概要	単価 (10a 当たり)
1	そば、なたね（基幹作）	そば、なたねの作付けに応じ配分	20,000 円
2	新市場開拓用米（基幹作）	新市場開拓用米の作付けに応じ配分	20,000 円
3	新市場開拓用米	令和８年産から新たに結んだ３年以上の複数年契約面積に応じて配分。 ※コメ新市場開拓等促進事業採択者が対象。	10,000 円

※番号１～３の面積（追加配分対象面積）は７月頃、地域協議会から県に報告が必要。

② 県が決めている支援（当初配分額の２割の約 6.9 億円を活用）

番号	支援名	対象作物	概要	単価 (10a 当たり)
4	担い手加算 (基幹作・二毛作)	麦 大豆	戦略作物に積極的に取り組む認定 農業者等の作付けを支援	3,000 円
5	生産性向上加算 (基幹作・二毛作)	米粉用米 飼料用米	飼料用米等の単収向上に向けた肥 培管理を支援	20,000 円
6	安定供給助成 (基幹作・二毛作)	加工用米 米粉用米 飼料用米	３年以上の複数年契約に基づく作 付けを支援	20,000 円
7	水田高度利用 加算 (二毛作)	麦、大豆 飼料作物 そば、なたね	水田の利用率向上に資する二毛作 への取組みを支援（麦・大豆につ いては番号４担い手加算との重複助成 不可）	3,000 円
8	高収益作物作付 加算 (基幹作)	高収益作物 (野菜、果 樹、花き・ 花木、「そ の他高収益 作物」)	高収益作物の作付けを支援 ※地域の水田収益力強化ビジョンで 支援する作物が対象。 ※「その他高収益作物」とは、主食用 米より収益性が高いことが、地域の 水田収益力強化ビジョンの「８産地 交付金の活用方法の明細」の「６高 収益作物について」で承認された作物。	3,000 円

※営農計画書での申請面積のうち現地確認及び実績等で確定した面積について交付。
年度途中で所要額調査を実施予定。

- 水田収益力強化ビジョン作成に係る国との協議次第では、内容や単価を変更する可能性があります。
- 資金枠が決まっているため、実績面積次第で、支払い時に交付単価は増減する可能性があります。また、次年度以降も同単価とは限りません。

(4) 地域設定の配分枠について

①地域が設定した支援

②国が決めている支援『地域の取組に応じた配分』のうち、県設定に唯一含まれない支援である「地力増進作物の作付け」（配分時期は10月頃の見込み）

対象作物	概要	単価 (10a 当たり)
地力増進作物（基幹作）	水田収益力強化ビジョンの「4 作物ごとの取組方針等」に地力増進作物（具体的な作物名）を位置づけた地域農業再生協議会における、以下のア及びイの合計面積について、追加配分。 ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積とする）。 イ 支援対象年度の作付面積が前年度の作付面積から増加している場合、以下の（ア）又は（イ）のいずれか小さい方の面積 （ア）水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓米を除く）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積 （イ）地力増進作物（基幹作に限る）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積 （注）地力増進作物の作付面積は、水田収益力強化ビジョンの作物ごとの取組方針に位置づけられた作物の作付面積に限る。 ※この支援は、<u>地域協議会に対して金額が算定され、秋に追加配分される。この追加配分により、地域協議会の配分枠がその分増額される。</u> ※この面積（追加配分対象面積）は7月頃、県に報告する。	20,000 円

